最終更新日：2017年7月12日

ユニチカ株式会社
代表取締役社長　注連　浩行
問合せ先：経営企画部 06-6281-5232
証券コード：3103
https://www.unitika.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社グループは、「暮らしと技術を結ぶことによって社会に貢献する」という経営理念により、社会的存在感のある企業を目指し、事業活動を行っています。また、ガバナンス戦略として、迅速な意思決定はもとより、コンプライアンス、リスクマネジメントの強化、適時適確な情報開示などによるステークホルダー重視の経営に取り組むものとしています。当社グループは、これらを追求する経営体制の構築に継続的に取り組むことにより、グローバル化する環境の中で企業価値の最大化を図り、成長し続けることができるものと考えています。

当社は、当社の持続的成長及び長期的な企業価値の向上を図る観点から、意思決定の透明性、公正性を確保するとともに、保有する経営資源を十分有効活用し、迅速・果断な意思決定により経営の活力を増大させることがコーポレートガバナンスであると考え、次の基本的な考え方に沿って、コーポレートガバナンスの充実に取り組むものとします。

1. 株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
2. 株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協働する。
3. 会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。
4. 取締役会の実効性を高め、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、その役割・責務を果たす。また、独立社外役員が高い実効性をもって適切に経営陣をモニタリングする。
5. 中長期的な株主の利益と合致する投資方針を有する株主との間で建設的な対話を行う。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【原則1－3　資本政策の基本的な方針】
当社は、財務の健全化を目的として、取引金融機関を引受先とする種類株式を発行しております。今後ROEの目標値など資本政策方針を具体的に設定・明示していくことを前提として、有利子負債削減の加速、種類株式の消却など財務の健全化について優先して取り組んでいきます。

【補充原則4－1－3　最高経営責任者等の後継者の計画】
当社は、最高経営責任者の承継プランなど経営陣のサクセッションプランを構築し、それを適切に運営することは、当社の持続的成長と、その中で企業価値向上を図る上での最重要課題のひとつと認識しており、その一連の仕組みとその情報取扱いルールの検討を進めていく予定です。

【原則4－2　取締役会の役割・責務】
【補充原則4－2－1　業績連動報酬、株式報酬の適切な割合設定】
当社は、経営陣のインセンティブに関して、役員報酬を一部減額していることに鑑みて、具体的な仕組みの導入は行っていません。今後、役員報酬のあるべき姿を検討した上でインセンティブの導入についても順次検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1－4　いわゆる政策保有株式】
当社は、政策保有株式について、取引先との長期的・安定的な関係の構築、営業推進等を目的に、当社の中長期的な企業価値向上の観点から保有するものとします。また、議決権行使については、保有目的に照らして適切に対応します。

【原則1－7　関連当事者の取引】
当社は、役員や主要株主等との取引（関連当事者間の取引）を行う場合には、それら取引が会社や株主共同の利益を害することのないよう、また、そうした懸念を惹起することのないよう、「取締役会規則」に基づき、取締役会にて、関連当事者取引に関する内容の確認を行い、その是非と取扱いについて決定するものとしています。

【原則3－1　情報開示の充実】
当社は、法令に基づく情報開示を適切に行うことに加え、当社の意思決定の透明性、公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、以下のとおり情報発信します。
(1)経営理念、経営計画については、当社ホームページに開示しておりますのでご参照ください。
(2)コーポレートガバナンスの考え方については、本報告書の「1．基本的な考え方」をご参照ください。
(3)取締役・執行役員の報酬額については、株主総会の決議により定められた報酬総額の上限額の範囲内で、社外取締役を構成員に含む任意の諮問機関である報酬委員会での審議を経て、取締役会において決定します。また、各監査役の報酬額は、株主総会の決議により定められた報酬総額の上限額の範囲内で、監査役会の協議により決定します。

(4)取締役会が取締役・監査役候補者の指名及び経営陣幹部の選任を行うに当たっては、実効的なコーポレートガバナンスを実現し、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に資する豊富な経験とバランス感覚、高い見識と倫理観及び多様な専門性をもったメンバーを指名しています。また、候補者の選任は、社外取締役を構成員に含む任意の諮問機関である指名委員会からの提案を受けることとしています。なお、監査役候補者は、事前に監査役会の同意を得て指名しています。
(5)当社の取締役・監査役候補者の指名を行う際の個々の選任についての説明は、株主総会の招集通知に記載しています。

【原則4－1－1　経営陣に対する委任の範囲】
当社は、「取締役会規則」を定め、法令に準拠して取締役会で審議する内容を定めるとともに、業務の効率的運営の責任の明確化を図ることを目的として、「権限規程」を定め、経営陣が執行できる範囲を明確にしています。また、取締役会は、その「権限規程」に基づき、営業行為・固定資産・投融資・組織人事・契約訴訟・計画予算などの各項目について、それぞれ定められた権限範囲の中で意思決定を行っています。

【原則4－9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社は、社外取締役及び社外監査役（以下「社外役員」と総称する）の独立性基準を以下のとおり定め、社外役員が次の項目のいずれにも該当しない場合は、当該社外役員は当社からの独立性を有しているものとみなします。
(1)現在または過去10年間における当社及びその連結子会社（以下「当社グループ」と総称する）の業務執行者（注1）
(2)当社の大株主（直接・間接に5%以上の議決権を保有する者）又はその業務執行者
(3)当社グループの主要な取引先（注2）又はその業務執行者
(4)当社グループの主要な借入先（注3）又はその業務執行者
(5)当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
(6)当社グループから多額の金銭（役員報酬以外に年間1000万円を超える報酬）その他の財産を得ているコンサルタント、会計士、税理士、司法書士、弁理士等の専門家
(7)当社グループから多額の寄付を受けている者（年間1000万円を超える寄付金）
(8)社外役員の相互就任関係（注4）となる他の会社の業務執行者
(9)上記1から8に該当する者（重要な地位にある者（注5））の近親者（注6）
(10)過去5年間において、上記2から8までのいずれかに該当していた者

注1：業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役のみならず、使用人を含む。
注2：当社グループの製品等の販売先又は仕入先であって、その年間取引金額が当社の連結売上高又は相手方の連結売上高の2%を超えるものをいう。
注3：当社グループが借り入れを行っている金融機関であって、その借入金残高が当社事業年度末において当社の連結総資産又は当該金融機関の連結総資産の2%を超える金融機関をいう。
注4：当社グループの業務執行者が他の会社の社外役員であり、かつ当該他の会社の業務執行者が当社の社外役員である関係をいう。
注5：取締役、執行役、執行役員及び部長格以上の業務執行者又はそれらに準じる権限を有する業務執行者をいう。
注6：近親者とは、配偶者及び二親等内の親族をいう。

【補充原則4－11－1　取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】
当社の取締役会は、活発な審議と意思決定ができるよう、2名以上を独立性の高い社外取締役で構成することとしております。また、取締役については、業務全般を把握し活動できる豊富な経験とバランス感覚、高い見識と倫理観及び多様な専門性を持ったメンバーで構成されることが必要であると考えており、社外取締役を構成員に含む任意の諮問機関である指名委員会からの提案を受けた者について、その候補者として取締役会にて決定するものとしています。

【補充原則4－11－2　役員が他の上場会社の役員を兼任する場合における兼任状況】
当社は、取締役・監査役の、他法人等の役員との兼任について、利益相反取引の観点から問題がないことを取締役会にて確認し、決議しております。また、当社は、他法人等の役員の兼任に関して、社外役員を含め、当社取締役・監査役業務に時間・労力を振り向けることができる合理的な範囲のものであるか否かについて取締役会にて確認するものとします。なお、その中で重要と考えられる兼任状況については、毎年、株主総会招集通知等にて開示します。

【補充原則4－11－3　取締役会全体の実効性の分析・評価】
(1)分析・評価の方法
2017年3月に、取締役8名（うち社外取締役2名）、監査役4名（うち社外監査役2名）に対して自己評価アンケートを実施するとともに、その後、全員から得られた回答、意見に基づき、評価の集約、分析を行いました。具体的には以下の内容にて行いました。
・設問内容　2016年度の取締役会運営を対象とし、設問は大分類として、「取締役会の基本責務」、「取締役会の構成」、「取締役会の運営」「取締役会の管理・監督事項」、「社外役員の情報提供」の5項目とした上で、個別の設問を設定する。
・回答方法　記名式とし、設問に対する定量評価及び自由意見による回答とする。
・分析等　集約された評価結果に基づき全役員による討議、意見交換を行い、評価結果の確認や課題抽出等を行うとともに、今後の改善の方向性を検討する。
(2)分析・評価の結果（概要）
当社の取締役会は、次の観点から適切に運用されており、その実効性については概ね確保できているものと判断しました。
・取締役会の構成については、当社の業容や事業規模、経営課題等に対しほぼ相応している。
・取締役会の運営については、その開催頻度、審議時間、社外取締役の意見機会、必要な情報提供等の点からも十分な状況で運営されている。
・取締役会における職務執行の監督については、計画実行や利益相反の管理、役員選任のプロセス等について適切に運営されている。また、業務執行に係る諸案件の審議については、他の会議体等も通じて多角的な視点から活発に行われるなど、適切なプロセスの中で決定がなされている。
・今後の取り組みとして、主に、取締役会における「役員の職務執行」や「経営上のリスク」に係る状況についての情報共有と討議の一層の充実及び案件決議に係る権限基準の見直しについて検討していくものとする。

【補充原則4－14－2　取締役・監査役のトレーニングの方針】

当社は、新任の取締役・監査役には、外部講師によるセミナーへの参加を要請しております。また、今年度より取締役・監査役及び執行役員の全員を対象とした研修会を実施し、今後も年1回以上、取締役・監査役に求められる役割と責務(法的責任を含む)を十分に理解するための各種研修会を実施します。なお、各取締役、各監査役及び各執行役員に対しては、情報収集や自己啓発、人的交流等を目的として、各種交流会等への参加を推奨するとともに、その費用については、取締役・監査役及び執行役員の請求等により、当社にて負担しています。

【原則5－1　株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、株主との建設的な対話を促進するための体制として、関係部門が有機的に連携しながら、決算発表やIR説明会の開催など適時情報開示に係る対応と、株主総会の招集、株主通信の発行など株主への実務対応を行っております。また、株主の希望に基づく面談については、その関心事項を踏まえ、IR活動を所管する部門の担当取締役を中心に対応するものとしています。
なお、当社は、株主との建設的な対話を促進するため、次の方針を定め適切に対応するものとしています。
(1)株主との対話全般に関して、IR活動を所管する部門の担当取締役が総括的に対応するものとします。
(2)適切かつ円滑な情報開示を行い、株主との対話についても補助できるよう、原則として月に1回、関係部門による「開示部会」を開催、適時情報開示事項を中心とした取扱いを確認し、適切に対応するなど有機的な連携を図っています。
(3)アナリスト、機関投資家向けのIR決算説明会を年2回実施しています。また、中期経営計画策定時にも同様にIR説明会を行っています。
(4)株主・機関投資家との対話の中で把握された意見、懸念は、適切に取締役全体にフィードバックしています。
(5)インサイダー情報に関しては厳格に管理するとともに、それに係る取引に関しても、「内部者取引管理規程」において定め、厳格に管理しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	20%以上30%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	31,281,000	5.41
株式会社三菱東京UFJ銀行	23,345,667	4.04
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	16,571,286	2.86
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505325	11,244,000	1.94
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	10,534,000	1.82
ユニチカ従業員持株会	10,493,799	1.81
MORGAN STANLEY & CO.LLC	10,006,601	1.73
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	9,714,760	1.68
EUROCLEAR BANK S.A./N.V.	8,154,000	1.41
大同生命保険株式会社	8,000,000	1.38

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	繊維製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満

直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	28 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
半林　亨	他の会社の出身者								△			
古川　実	他の会社の出身者								○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
半林　亨	○	当社の取引先である双日（株）の出身者でありますが、当社の同社に対する売上	豊富な経営経験を有しており、平成16年度以降は当社社外監査役、社外取締役を歴任され、当社経営の監督及び経営に対し有用な提言を行っています。 当社は、同氏がこれまでの知見と経験を活かし、社外取締役として引き続き当社の経営の

		高は1%未満であります。	監督及び経営への提言を行っていただけるものと判断しました。なお、当社との間に特別の利害関係はなく独立性が高いことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断しました。
古川　実	○	当社の取引先である日立造船(株)の出身者でありますが、当社の同社に対する売上高は1%未満であります	上場企業の代表取締役として、特に構造改革の実現に向けて優れた経営手腕を発揮されるなど、企業経営者としての豊富な経験と高い知見を有しています。 当社は、同氏がこれまでの知見と経験を活かし、社外取締役として当社の経営の監督及び経営への提言を行っていただけるものと判断しました。なお、当社との間に特別の利害関係はなく独立性が高いことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断しました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	5	0	3	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	4	0	2	2	0	0	社内取締役

補足説明

取締役会が取締役・監査役候補者の指名及び経営陣幹部(執行役員)の選任を行うに当たっては、社外取締役を構成員に含む任意の諮問機関である指名委員会からの提案を受けることとしています。
取締役会が取締役及び経営陣幹部(執行役員)の報酬を決定するに当たっては、社外取締役を構成員に含む任意の諮問機関である報酬委員会からの提案を受けることとしています。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	7 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、毎年定時株主総会終了後、速やかに会計監査人から監査計画の提示を受け、計画について意見交換を行っています。また、個々の監査の立会いを通じて、会計監査人から随時状況報告を受けるほか、年4回監査又はレビュー実施報告を受けるなど、連携をとっています。
内部監査部門は、監査役に適宜情報を提供するなど、十分連携をとっています。また、内部監査部門立会いのもと必要に応じて担当部署の責任者からのヒアリングを行っています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
河内　義人	税理士													
福原　哲晃	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
河内　義人	○	―――	税理士の資格を有しており、財務、税務、会計に関する知見が豊富であり、社外監査役としての職務を独立的な立場で適切に遂行できると判断しています。なお、当社との間に特別の利害関係はなく独立性が高いことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断しました。
福原　哲晃	○	―――	弁護士として企業法務に精通しているだけでなく、過去にも上場企業の社外監査役を長年務めた経験もあり、豊富な経験と十分な知見を有しています。 同氏は、過去に会社の経営に関与されたことはありませんが、当社は、同氏がこれまでの知見と経験を活かし、社外監査役として当社の監査をはじめとするコーポレート・ガバナンス機能の一層の強化に関する役割を果たしていただけると判断しました。なお、当社との間に特別の利害関係はなく独立性が高いことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断しました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

報酬の一部について、業績・成果に応じた報酬制度としています。
当社は、現在、報酬減額を実施しているため、業績連動型報酬制度を休止しています。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成28年度における取締役の報酬の総額は129百万円（8名）です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

主として役位及び各事業年度の業績・成果に応じて決定しています。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】 更新

社外取締役及び社外監査役に対し、担当部署から取締役会資料の事前配布を行っているほか、会社の業績等に著しい影響を与える事象については、その都度直ちに報告するなどのサポート体制をとっています。また、社外取締役及び社外監査役については、経営企画部門、監査部門、経理部門、総務・法務部門の協力体制により、監査業務をサポートしています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

1. 会社の機関の基本説明
当社取締役会は、取締役7名（うち社外取締役2名）及び監査役4名（うち社外監査役2名）で構成されています。
当社は、「経営意思決定・経営監督（ガバナンス）機能」と「業務執行（マネジメント）機能」を明確化する経営システムとして執行役員制度を導入する一方、取締役と執行役員の相互連携強化を図り、経営の機動性と実効性を高めるため、一部を除き、取締役が執行役員を兼務する体制としています。
また、「取締役会」を経営に関する意思決定と監督に特化する「ガバナンス機能」の機関として位置付けているほか、経営全般の基本方針・課題等について取締役の討議を深める一方で、経営課題の早期把握、施策立案に係る方針の決定の効率化・迅速化、施策のタイムリーな執行を図るため、全取締役で構成する「経営会議」を設置しています。業務執行の権限については、「権限規程」に定めており、その中でも重要な案件については、「経営会議」において事前に十分審議、検討を重ねた上で取締役会に諮るなど意思決定を行う体制となっています。
また、取締役、事業部門及び管理部門の責任者が出席する「業務執行会議」においては、各部門の業務執行の状況について相互に共有化を図るとともに、経営方針に係る指示の徹底、業務執行上の諸課題についての協議・検討を行っています。
なお、「経営会議」及び「業務執行会議」は、各々原則毎月開催しています。
連結経営については、「事業ドメイン」を軸としたグループ経営体制のため、関係会社経営幹部との連絡会を定期的に実施し、連結経営上の諸課題について共有化を図るとともに、方針確認を行っています。
取締役会が取締役・監査役候補者の指名及び経営陣幹部（執行役員）の選任を行うに当たっては、社外取締役を構成員に含む任意の諮問機関である指名委員会からの提案を受けることとしています。
取締役会が取締役及び経営陣幹部（執行役員）の報酬を決定するに当たっては、社外取締役を構成員に含む任意の諮問機関である報酬委員

会からの提案を受けることとしています。
当社は、監査役設置会社の機関設計を採用しています。当社監査役会は4名の監査役（うち社外監査役は2名）で構成されており、法令、定款、規程などの基準に従い、経営方針、業務執行、財産保全の状況など、経営に対する監査を行っています。また、全監査役は、取締役会に出席し、発言の機会が確保されているほか、経営会議には、常勤監査役がオブザーバーという形で同席し、経営に関する意思決定の過程に関するチェックの機会も確保されています。また、監査役の活動については、監査役スタッフが適宜補助しています。

2. 内部監査及び監査役監査の状況
当社の「監査役会」は4名の監査役（うち社外監査役は2名）で構成されており、法令、定款、規程などの基準に従い、経営方針、業務執行、財産保全の状況など経営に対する監査・監視機能を果たしています。また、グループ企業の監査役で構成する「グループ監査役会」により、グループ全体の監査体制の充実を図っています。
監査役は、毎年定時株主総会終了後、速やかに会計監査人から監査計画の提示を受け、計画について意見交換を行っています。また、個々の監査の立会いを通じて、会計監査人から随時状況報告を受けるほか、年4回監査又はレビュー実施報告を受けるなど、連携をとっています。
内部監査部門は、監査役に適宜情報を提供するなど、十分連携をとっています。また、監査役は、内部監査部門立会いのもと必要に応じて担当部署の責任者からのヒアリングを行っています。

3. 会計監査の状況
当社は会計監査人に有限責任監査法人トーマツを選任しています。平成29年3月期に業務を執行した公認会計士は三宅　昇、和田稔郎、伊東昌一の3名であり、監査補助者は公認会計士18名、その他16名です。

4. 社外取締役及び社外監査役との関係
当社では、社外取締役2名、社外監査役2名を選任しています。
社外取締役は、取締役会において、議案審議等に関して、過去に会社役員を務めた経験と知見に基づく発言を適宜行っています。
社外監査役は、取締役会及び監査役会において、議案審議等に関して、税理士・弁護士としての経験と財務、税務及び会計に関する知見に基づく発言を適宜行います。また、監査役スタッフ及び内部監査部門、経理部門、総務・法務部門の協力体制により、監査業務をサポートしています。会計監査人との関係では、主に年度の監査報告会等を通じて、会計監査報告を受けること等により、連携を図っています。
なお、社外取締役2名、社外監査役2名を、一般株主と利益相反の生じるおそれがない独立役員として指定しています。独立役員は、取締役会などにおける業務執行に係る決定の局面等において、一般株主の利益への配慮がなされるよう、必要な意見を述べるなど、一般株主の利益保護を踏まえた行動をとるという役割を果たしています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、毎月及び臨時に開催される取締役会については、全監査役が出席者として、発言の機会が確保されています。また、経営会議には、常勤監査役がオブザーバーとして同席するなど、経営の意思決定の過程に関するチェックの機会も確保されています。監査役の活動については、監査役スタッフが適宜補助しています。
また、当社では、社外取締役を2名選任しており、経営の意思決定や取締役の職務執行の状況を、より客観的な立場で監督できるような体制としています。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	総会日の3週間前までに発送しています。
電磁的方法による議決権の行使	実施しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームに参加しています。
招集通知（要約）の英文での提供	英文による招集通知を、当社及び東証ウェブサイトに掲載しています。
その他	IT機器を利用し、株主総会の報告事項について、写真や図表を用いて報告しています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	通期及び第2四半期決算発表後、アナリスト、機関投資家向けの決算説明会を開催しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、決算説明会資料、有価証券報告書、四半期報告書、株主通信を掲載しています。	
IRに関する部署（担当者）の設置	社長室が担当しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「ユニチカ行動憲章」及び「ユニチカ行動基準」で規定しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	ユニチカ地球環境憲章を定めるとともに、毎年報告書を作成し、ホームページ上で公開しています。また、各事業所において、ISO14000シリーズの取得、重油から天然ガスへの燃料転換、省エネ活動等の取組みを行っています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「ユニチカ行動憲章」及び「ユニチカ行動基準」で規定しています。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社では、リスクマネジメント室を中心とした社内・グループ内の情報収集のほか、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、また社内社外の両方に内部通報窓口を設置するなど、適時に対応できる体制をとっています。それに加え、コンプライアンス統括責任者を長とし、今般その配下に新設したリスクマネジメント室、関連会社については関連事業部を置くことにより、情報の一元化と対応強化を図ります。

また、「ユニチカ行動憲章」「ユニチカ行動基準」をグループの全役員・従業員等に配布するほか、適宜リスクマネジメント室による研修を行うなど、コンプライアンスの啓蒙に努めています。

さらに、会社法、金融商品取引法を踏まえた「内部統制に関する基本方針」を定めているほか、リスクマネジメント室及び各種委員会による、コンプライアンス・リスクマネジメント体制をとっています。また、金融商品取引法の下、「財務報告に係る内部統制」については、監査室を中心に重要な事業拠点においては、内部統制関連部署を設置し、内部統制の整備された企業体制を構築しています。

（内部統制基本方針）

1. 取締役及び使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
(1)「ユニチカ行動憲章」「ユニチカ行動基準」を役員及び従業員等が法令・定款・社会規範等を遵守した行動をとるための行動規範とする。
(2)社長を委員長とするコンプライアンス委員会が、コンプライアンスの推進についてグループ横断的に統括する。社長は、自ら法令・定款・社会規範等を遵守することを、役員及び従業員等に表明し啓発する。リスク・コンプライアンス主管部署は、役員及び従業員向けの教育研修を行う。
(3)コンプライアンス委員会は、法令・定款・社会規範等に違反する行為があった場合には適切に対応し、再発防止措置等を策定する。
(4)リスク・コンプライアンス主管部署は、役員及び従業員等のコンプライアンスの状況を、定期的に監査役会に報告する。
(5)法令・定款・社会規範等において疑義のある行為等について、役員及び従業員等が直接情報提供を行う手段として、公益通報者保護法に基づく内部通報窓口を、リスク・コンプライアンス主管部署及び社外弁護士事務所に設置・運営する。
(6)反社会的勢力に対しては、一切の関係を絶つため、毅然とした対応をとる。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する事項
「文書管理規程」等に則り、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1)コンプライアンス、環境、製造物責任、輸出管理、情報セキュリティに係る損失の危険については、それぞれに対応する委員会が、社内規程等に則り対応する。リスク・コンプライアンス主管部署は、必要に応じガイドライン・マニュアル等を制定し、教育研修を行う。
(2)営業、財務、災害等の個々の企業活動のリスクについては、当該リスクに関する事項を所管する部署が、社内規程等に則り対応する。
(3)社長は、グループ横断的なリスクの管理と全社的対応の責任者を定める。また、新たに生じるリスクへ対応のために必要な場合、社長は速やかに責任者を定める。
(4)それぞれのリスクに対応する委員会等は、リスクマネジメント委員会にリスクに係る報告を行う。リスクマネジメント委員会は、その対応の評価を行い、必要に応じて改善計画を策定する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
適正かつ合理的な職務権限及び意思決定ルートを定めた「権限規程」「業務分掌規程」等に則り、効率的な業務運営を行う。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1)取締役は、各々担当するグループ会社に対し、コンプライアンス体制、情報の保存管理体制、リスクの管理体制及び効率的な職務執行体制を構築推進させる。
(2)グループ会社取締役は、当該グループ会社において、コンプライアンス体制、情報の保存管理体制、リスクの管理体制及び効率的な職務執行体制を構築推進する。

5－1. グループ会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に係る事項
グループ会社取締役は、定期的又は必要に応じ、当該グループ会社における各取締役の職務の執行の状況につき、当社に報告する。

5－2. グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1)グループ会社は、コンプライアンス、環境、製造物責任、輸出管理、情報セキュリティに係る損失の危険については、社内規程等に則り対応する。また、グループ会社は、必要に応じガイドライン・マニュアル等を制定し、教育研修を行う。
(2)グループ会社における営業、財務、災害等の個々の企業活動のリスクについては、当該リスクに関する事項を所管する部署が、社内規程等に則り対応する。
(3)グループ会社社長は、リスクの管理と全社的対応の責任者を定める。また、新たに生じるリスクへの対応のために必要な場合、グループ会社社長は速やかに責任者を定める。
(4)グループ会社取締役は、親会社等との取引を行うに当たり、取引条件等の適正を確保するものとする。
(5)グループ会社におけるそれぞれのリスクに関する主管部署は、当該グループ会社取締役会にリスクに係る報告を行う。当該グループ会社取締役会は、その対応の評価を行い、必要に応じて改善計画を策定する。

5－3. グループ会社の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
グループ会社は、適正かつ合理的な職務権限及び意思決定ルートを定めた規程等に則り、効率的な運営を行う。

5－4. グループ会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1)「ユニチカ行動憲章」「ユニチカ行動基準」をグループ会社の役員及び従業員等が法令・定款・社会規範等を遵守した行動をとるための行動規範とする。
(2)グループ会社社長は、自ら法令・定款・社会規範等を遵守することを、役員及び従業員等に表明し、啓発する。また、必要に応じて役員及び従業員向けの教育研修を行う。
(3)グループ会社社長は、法令・定款・社会規範等に違反する行為があった場合には適切に対応し、再発防止措置等を策定する。
(4)グループ会社のリスク・コンプライアンス主管部署は、役員及び従業員等のコンプライアンスの状況を、定期的に当該会社の監査役又は監査役会に報告する。
(5)法令・定款・社会規範等において疑義のある行為等について、グループ会社の役員及び従業員等が直接情報提供を行う手段として当社の内部通報窓口を使用することとし、グループ会社社長は従業員等に対し周知する。また、当社のリスク・コンプライアンス主管部署は、必要に応じ当該グループ会社に関する内部情報を当該グループ会社の取締役に報告する。
(6)グループ会社では、反社会的勢力に対しては、一切の関係を絶つため、毅然とした対応をとる。

6. 財務報告の信頼性を確保するための体制
信頼性のある財務報告を作成するために、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の体制を構築する。

7. 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査業務を補助すべき使用人（以下「監査役スタッフ」という。）を置く。

8. 監査役スタッフの取締役からの独立性に関する事項
監査役スタッフの人事異動及び人事評価は、監査役に事前に報告し、その意見を徴し尊重する。また、監査役スタッフに対する指揮命令権は、監査役にあるものとし、取締役からの指揮命令は受けないものとする。

9. 監査役スタッフに対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役スタッフは、監査役からの指示に基づき業務を遂行するため、監査役会に同席するほか、定期的又は必要に応じて監査役とのミーティングを行う。

10. 監査役への報告に関する体制
役員及び従業員は、当社及び当社グループに損害を及ぼす恐れのある事実や、法令・定款・社会規範等に違反する行為について、監査役に都度報告する。

10－1. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
役員及び従業員は、監査役が定期的又は必要に応じて行うヒアリング等を通じて監査役にリスク及びコンプライアンスの状況について報告する。また、リスク・コンプライアンス主管部署は、必要に応じて内部通報窓口に係る情報等について監査役に報告する。

10－2. グループ会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
グループ会社は、定期的又は必要に応じて、当該グループ会社のリスク及びコンプライアンスの状況を当社のリスク・コンプライアンス主管部署に報告する。リスク・コンプライアンス主管部署は、その状況を監査役に報告する。

11. 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
報告を受けた監査役は、当該報告があった旨をリスク・コンプライアンス主管部署に通知する。リスク・コンプライアンス主管部署は、関係部署に対し、当該報告をした者につき不利な取扱いをしないよう通知する。

12. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役の職務の執行について生ずる費用については、監査業務を妨げることのないよう適正に前払又は償還を行う。また、支出の都度、当社の経費処理手続に従い、適正に処理する。

13. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1)監査役、会計監査人及び内部監査部門は連携を保ち、監査機能の実効性を確保する。
(2)管理業務を担当する取締役は、定期的に重要な会議に関する情報について、監査役に報告する。
(3)監査役と社長は、定期的に情報と意見を交換する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力の排除に向けた基本的考え方
当社では、反社会的勢力排除のため、一切の利益供与等を行わないほか、一切の関係を絶つため、毅然とした対応をとります。

2. 反社会的勢力排除のための体制等の整備状況
(1)当社の基本的考え方を含んだ「ユニチカ行動憲章」「ユニチカ行動基準」をグループの全役員・従業員等に配布し、徹底しています。
(2)人事総務部内に不当要求等の対応責任者を置き、適宜対応しています。
(3)警察当局との連携のほか、企業防衛対策協議会等に加盟し、情報収集・相談を行える体制をとっています。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

1. 情報開示の方針等
当社では、「ユニチカ行動憲章」において「広く社会とのコミュニケーションを図り、企業情報を適時・公正に開示します。」と定めるほか、「ユニチカ行動基準」において具体的に遵守する事項を定めています。また、それらの周知のほか、社内の各種研修会において、コンプライアンス意識の徹底を図っています。

2. 情報開示の体制
(1)情報の集約・管理は経営企画本部が行っています。
(2)経営全般については経営企画部、有価証券報告書等・決算短信などの決算関係については経理部、株式関係は人事総務部法務グループ、記者対応・ホームページ関係は経営企画部広報グループ、コンプライアンスについてはリスクマネジメント室がそれぞれ担当しています。
(3)経営の意思決定は、取締役会で行いますが、当社では、重要な案件については、まず全取締役で構成する「経営会議」において審議、検討を行った上で取締役会に諮ることとしています。
(4)情報開示の要否及び開示の内容については、社長室、リスクマネジメント室、経営企画部、人事総務部、経理部のメンバーで構成し、定期的及び随時開催する「開示部会」で、事前に審議、検討する体制としています。

【ガバナンス体制模式図】

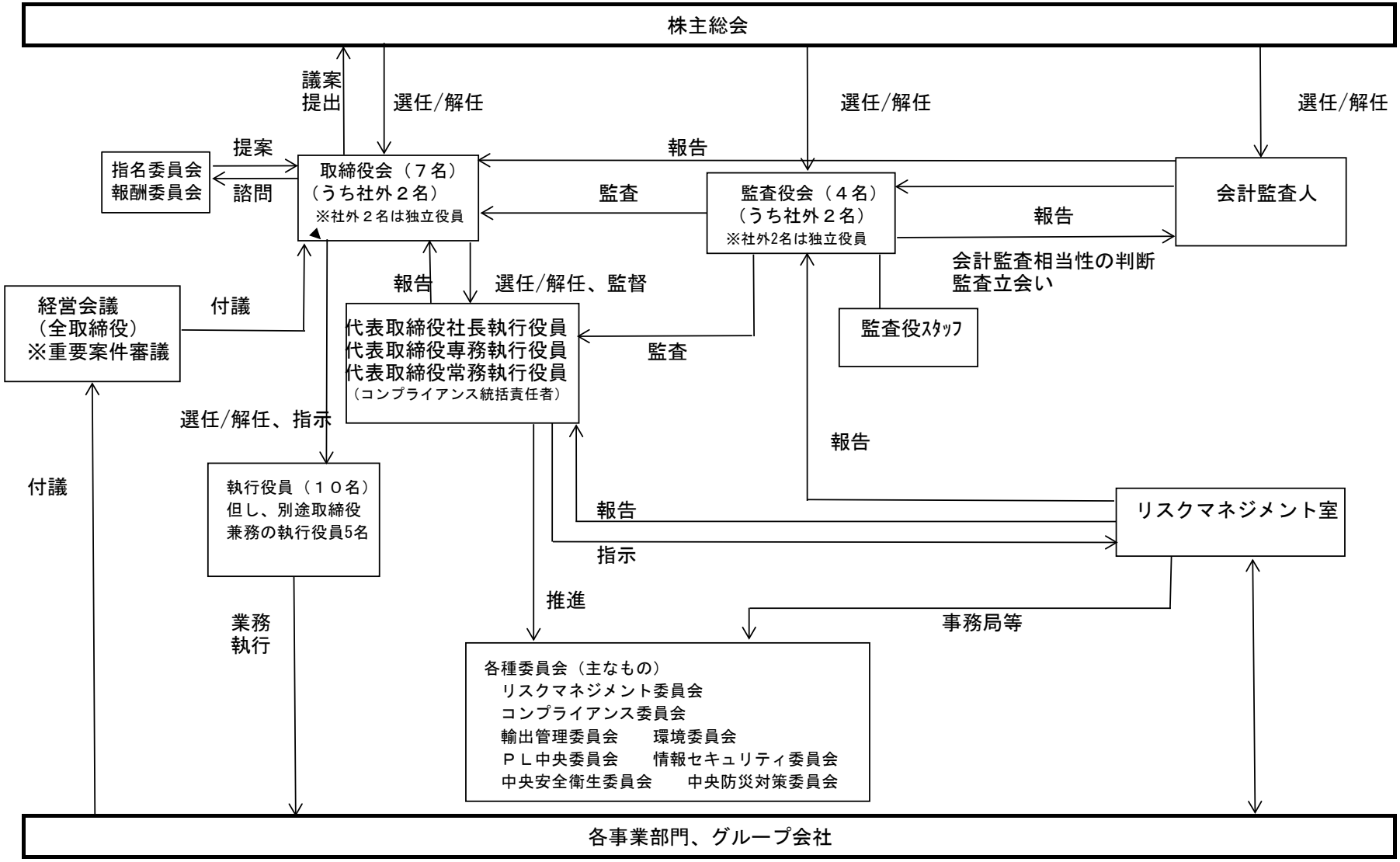
株主総会
議案
提出
選任/解任
選任/解任
選任/解任
提案
諮問
指名委員会
報酬委員会
取締役会（７名）
（うち社外２名）
※社外２名は独立役員
報告
監査
監査役会（４名）
（うち社外２名）
※社外2名は独立役員
会計監査人
報告
会計監査相当性の判断
監査立会い
経営会議
（全取締役）
※重要案件審議
付議
報告
選任/解任、監督
代表取締役社長執行役員
代表取締役専務執行役員
代表取締役常務執行役員
（コンプライアンス統括責任者）
監査
監査役ｽﾀｯﾌ
選任/解任、指示
報告
付議
執行役員（１０名）
但し、別途取締役
兼務の執行役員5名
報告
リスクマネジメント室
指示
推進
業務
執行
事務局等
各種委員会（主なもの）
リスクマネジメント委員会
コンプライアンス委員会
輸出管理委員会　　環境委員会
ＰＬ中央委員会　　情報セキュリティ委員会
中央安全衛生委員会　　中央防災対策委員会
各事業部門、グループ会社

【情報開示体制模式図】

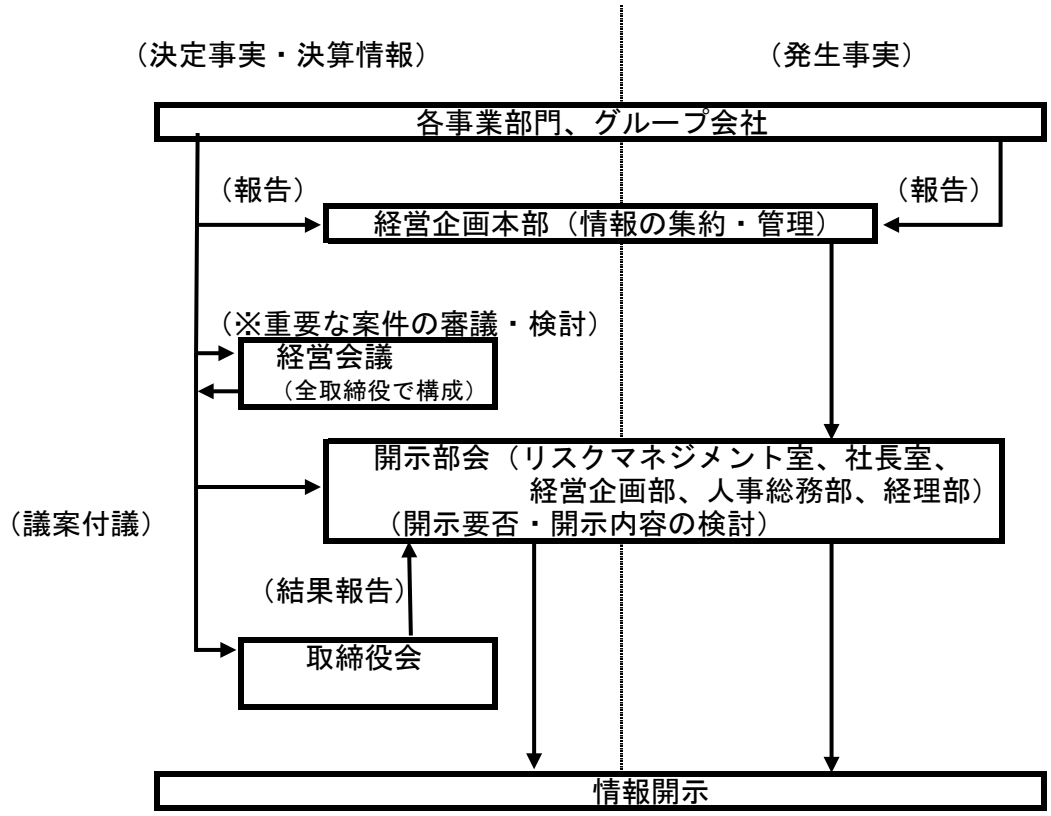
（決定事実・決算情報）
（発生事実）
各事業部門、グループ会社
（報告）
（報告）
経営企画本部（情報の集約・管理）
（※重要な案件の審議・検討）
経営会議
（全取締役で構成）
開示部会（リスクマネジメント室、社長室、
経営企画部、人事総務部、経理部）
（開示要否・開示内容の検討）
（議案付議）
（結果報告）
取締役会
情報開示